

# 全国健康関係主管課長会議資料

平成23年2月4日(金)

於：中央合同庁舎第5号館 低層棟講堂

厚生労働省健康局  
総務課  
地域保健指導室

# 目 次

## 1. 地域保健対策について

(1) 地域保健対策のより一層の推進に向けた見直し .....	1
(2) 健康危機管理対応について .....	2
①保健所における健康危機管理体制の確保 .....	2
②健康危機管理研修.....	2
③健康危機管理支援ライブラリーシステム .....	3
(3) 保健所における医師確保 .....	3
①保健所長の資格要件の緩和 .....	3
②公衆衛生医師の確保.....	4
(4) 保健文化賞.....	4
(5) 地域保健対策強化推進事業の国庫補助の廃止 .....	4

## 2. 保健活動の推進について

(1) 地域保健の総合的な見直し .....	5
(2) 市町村保健活動体制の再構築 .....	5
(3) 保健師の人材育成.....	6
(4) 生活習慣病予防の本格的な取組の推進 .....	7
(5) 保健師等の地域保健従事者の確保について .....	7
(6) 地域・職域の保健活動の推進について .....	9
(7) ホームレスの保健対策について .....	9
(8) 全国保健師学術研究会の今後について .....	10

## 1. 地域保健対策について

地域保健対策については、各地方公共団体においても地域の实情に即した具体的施策の推進を図っていただいているところであるが、急速な少子高齢化の進行、市町村合併の進展や市町村への権限移譲などにより、地域保健をめぐる環境は大きく変化している。こうした状況を踏まえ、地域保健に関する新たな課題にも即応できるよう、一層の体制整備等を図っていくことが重要である。

また、地震や豪雨をはじめとする自然災害や新型インフルエンザ等の感染症への対応など、緊急時における国民の健康の確保も、地域保健対策の重要な課題のひとつであり、引き続き地域健康危機管理対策の取組を推進することが重要である。

各地方公共団体におかれては、健康危機管理における保健衛生部局の役割分担の明確化や休日・夜間を含めた情報の収集、伝達体制の整備に努めるとともに、保健所と本庁、地方衛生研究所等の関係機関、関係団体との連携の強化等を一層推進していただきたい。

### (1) 地域保健対策のより一層の推進に向けた見直し

平成6年の地域保健法の施行に伴い、市区町村、都道府県、国等が取り組むべき地域保健対策の方向性を示した「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成6年厚生省告示第374号）を告示し、平成10年には「地域における保健師の保健師活動指針」（平成15年10月10日付厚生労働省健康局総務課保健指導官事務連絡（平成15年全面改正））を整備したところ。

その後、平成12年の健康危機管理体制の確保や介護保険法の施行に伴い、基本指針を一部改正し、平成15年の健康増進法の施行、精神障害者対策の見直しなどに伴い、基本指針、保健師活動指針を一部改正している。

さらに、市町村合併の進展や市町村への権限移譲、平成20年の4疾病5事業に焦点を当てた医療計画の策定や特定健診・保健指導の実施などを盛り込んだ医療制度改革の施行、平成21年の新型インフルエンザの流行、平成22年度から始まる保健師助産師看護師法の一部改正に伴う免許交付後の研修の実施など、地域保健を取り巻く状況は大きな変化が生じている。

こうした状況の変化に的確に対応し、地域保健対策を推進するため、市区町村、保健所及び地方衛生研究所等、地域保健を担う関係機関が相互に機能し、地域住民の健康の保持及び増進並びに地域住民が安心して暮らせる保健医療体制の確保がより一層図られるよう、地域保健対策の基本指針の改定について検討を行っているところである。

具体的には、新型インフルエンザの発生を踏まえた健康危機管理体制の強化や地域に密着した質の高い保健サービスを提供するための体制の確立等について、都道府県、市区町村、保健所、地方衛生研究所等関係機関等の意見も踏まえながら、地域保健対策検討会で議論を行っていくこととしている。

これらの結果を基に、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」等の必要な改正を行うこととしている。

## (2) 健康危機管理対応について

### ① 保健所における健康危機管理体制の確保

保健所の危機管理体制の確保については、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成6年厚生省告示第374号）及び「地域における健康危機管理について～地域健康危機管理ガイドライン～」

（平成13年3月30日付健総発第17号厚生労働省健康局総務課長通知）により、その対応をお願いし、また、「保健所における健康危機管理体制の整備の徹底について」（平成20年2月15日付健総発第0215001号厚生労働省健康局総務課長通知）により、特に休日・夜間における健康危機事例に的確に対応できるよう、その徹底をお願いしているところである。引き続き地域における健康危機管理の拠点として、体制の確保に万全を期されるよう、改めてお願いする。

なお、健康危機管理体制の確保のための健康危機管理連携推進事業について、平成23年度から補助対象範囲を拡充する予定であり、おって実施要綱によりお示しすることとしている。

### ② 健康危機管理研修

平成13年度から実施している「健康危機管理保健所長等研修」については、平成22年度より「健康危機管理研修」とし、平成23年度も国立保健医療科学院において健康危機管理を第一線で担当する保健所長等管理的職員を対象に次のとおり実施することとしているので、受講について特段のご配慮をお願いする。なお、自治体のニーズを踏まえ、平成22年度より、大規模震災を題材とした図上演習や健康危機事案発生時における報道機関等への対応に関する講義、演習を加える等、短期間での有事対応能力の向上を目指したプログラムを提供できるよう努めているところである。

#### a 実務編

- ・対象：保健所長等地域における健康危機管理を担当する管理的立場の職員

・研修日程（定員各30名）

第1回 平成23年10月 5日(水)～10月 7日(金)

第2回 平成24年 2月 1日(水)～ 2月 3日(金)

・研修案内アドレス

[http://www.niph.go.jp/entrance/h23/course/short/short\\_hoken01.html](http://www.niph.go.jp/entrance/h23/course/short/short_hoken01.html)

b 高度技術編

- ・対象：保健所長等地域における健康危機管理を担当する管理的立場の職員

原則として平成16年度以降に国立保健医療科学院が実施した健康危機管理研修基礎コースもしくは実務編（平成21年度から）を修了した方

・研修日程(定員20名)

平成23年7月6日(水)～7月8日(金)

・研修案内アドレス

[http://www.niph.go.jp/entrance/h23/course/short/short\\_hoken02.html](http://www.niph.go.jp/entrance/h23/course/short/short_hoken02.html)

③ 健康危機管理支援ライブラリーシステム

平成14年度から国立保健医療科学院において運用している「健康危機管理支援ライブラリーシステム」は、新型インフルエンザ等の健康危機管理事態発生時の地方自治体や保健所等への情報配信、健康危機事例のデータベース、災害等健康危機管理事態発生時に被災地へ保健師等を派遣するための広域派遣調整データベース等から構成されている。このシステムは、各地方公共団体が積極的に活用することによって有効に機能するものであることから、各地方公共団体におかれては、同システムへの積極的な健康危機事例の提供やその活用をお願いする。

(3) 保健所における医師確保

① 保健所長の資格要件の緩和

地方分権改革推進委員会からの「保健所長の医師資格要件」についての緩和を求める第1次勧告（平成20年5月28日）等を踏まえ、「地域保健法施行令第4条に定める保健所長の資格について」（平成21年3月31日健発第0331041厚生労働省健康局長通知）により、医師以外の資格要件の緩和措置を講じたところである。医師を保健所長に配置することが著しく困難な場合には本制度を有効に活用された

い。おって、国立保健医療科学院から医師以外の職員の保健所長資格に係る受験手続き及び具体的な試験範囲並びに専門課程Ⅰ保健福祉行政管理分野の入学試験についての通知がされる予定である。

なお、構造改革特区第19次提案（全国知事会要望分）においても、保健所長の医師資格要件の見直しが提案されている。

#### <通知等の内容>

##### ○ 医師以外の保健所長の資格要件の緩和

「地域保健法施行令第4条に定める保健所長の資格について」

(平成21年3月31日健発第0331041厚生労働省健康局長通知)

#### ② 公衆衛生医師の確保

地域における保健対策や健康危機管理体制の整備を推進するためには、公衆衛生医師の育成・確保が重要であるが、一部の地方公共団体においては、公衆衛生医師の確保が困難な状況にある。このような地方公共団体においては、平成16年度から実施している「公衆衛生医師確保推進登録事業」の活用や平成19年3月に取りまとめられた「公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備評価委員会」報告書を活用するなどして、公衆衛生医師の確保・育成に向けての努力を引き続きお願いする。

#### (4) 保健文化賞

保健文化賞(第一生命保険相互会社主催、厚生労働省後援・厚生労働大臣賞交付)は、保健衛生の向上に寄与することを目的として、昭和24年度に創設され、保健衛生及び関連する福祉等の分野ですぐれた業績をあげられた個人及び団体を顕彰しているところである。

平成23年度の応募期間は、平成23年2月1日(火)から4月15日(金)までとなっているので、都道府県、保健所設置市及び特別区におかれては、地域に密着した地道な活動を行っている者(団体)から応募に関する推薦の依頼があった場合又は推薦するにふさわしい者(団体)がいる場合はその業績等を調査の上、推薦されますようお願いする。

#### (5) 地域保健対策強化推進事業の国庫補助の廃止

全国食生活改善大会は、地域保健全国大会並びに全国保健師学術研究会については、その全部又は一部を国庫補助により実施してきたところであるが、平成22年度行政事業レビューにおける外部有識者のコメント結果を踏まえ、平成22年度限りで国庫補助を廃止する予定である。

なお、大会において実施していた厚生労働大臣表彰(食生活改善事業功労者及び公衆衛生事業功労者)については、引き続き実施することとしており、詳細については、別途お知らせすることとしている。

## 2. 保健活動の推進について

健康寿命の延伸をめざし、生活習慣病の予防と中長期的な医療費の適正化の観点から、医療保険者と地域保健が協働して効果的かつ効率的な特定健診・特定保健指導を行っていただいているところである。また、平成21年度の新規インフルエンザ発生の際には、全国の保健師の方々には、健康監視や医療機関との調整など、一連のインフルエンザ対策の対応の中、がん対策、介護予防、児童虐待予防、自殺対策等様々な対策にも対応いただいた。今後も、引き続き以下の事項に留意の上、地域保健活動の推進に努めていただきたい。

### (1) 地域保健の総合的な見直し

地域保健室の資料に記載があるように、種々の法律改正等により、地域保健を取り巻く状況は大きく変化してきている。こうした状況の変化に的確に対応し、地域保健対策を推進するため、市区町村、保健所及び地方衛生研究所等、地域保健を担う関係機関が相互に機能し、地域住民の健康の保持及び増進並びに地域住民が安心して暮らせる保健医療体制の確保がより一層図られるよう地域保健対策の基本的指針について検討しているところである。併せて、平成22年度より施行されている保健師助産師看護師法等の一部改正による免許取得後の研修の在り方をはじめとして、特に行政で働く保健師の業務内容、業務形態、配置状況等の変化に対応するために「地域における保健師の保健活動指針」（平成15年10月10日付厚生労働省健康局総務課保健指導官事務連絡）の必要な見直しを行うこととしている。

### (2) 市町村保健活動体制の再構築

地方分権の観点から市町村合併が推進され、市町村人口規模の増大や活動範囲の広域化に伴う活動方法や活動形態の変化及び国民ニーズの多様化により市町村保健サービスの増大が生じてきていることから、市町村の保健活動体制を強化することが重要となってきた。市町村保健活動の中核的な機能としては、地域住民自らが健康状態を改善できるように支援する機能、地域の健康課題を把握、企画立案、評価する機能を発揮できるようにするため、保健師の専門性である地区活動をより一層推進することを目的に市町村における地区分担制と業務分担制を併用するなどの体制整備や専門技術職員の適性配置、統括的な役割を担う保健師の配置など、保健活動の機能強化について特段のご支援をお願いする。

(参考)

- 市町村保健活動の再構築に関する検討会報告書（平成19年度）
- 地区活動のあり方とその推進体制に関する検討会報告書（平成20年度地域保健総合推進事業）

### (3) 保健師の人材育成

生活習慣病予防対策の充実・強化や、新たな健康課題に適切に取り組むための人材育成については、保健師等による効果的な保健指導の実施を念頭に、適切かつ高度な知識と技術の習得が重要と考えている。また、平成21年7月の保健師助産師看護師法等の一部改正により、免許取得後の保健師の臨地研修について努力義務化されたことに伴い、新人保健師が保健師としての基本的な視点を獲得し、適切かつ安全に保健サービスを提供できる実践能力を強化すること等を基本方針とした「新人看護職員研修ガイドライン～保健師編～」の策定が、新人看護職員研修に関する検討会において進められているところであり、本年度中には各地方自治体へお知らせする予定である。

これまで、人材育成が適切に行われるよう、平成18年度から必要な地域保健活動の実態を把握し、より高度な保健指導技術の向上につなげていく「保健指導技術高度化支援事業」を実施してきたところである。

平成23年度予算(案)においては、現任教育体制の強化を図るため、従来の「保健指導技術高度化支援事業」を「地域従事者現任教育推進事業」と改称し、都道府県及び政令指定都市が地域保健従事者の人材育成の中核となる保健所等を中心として現任教育体制を構築するとともに、当該中核となる保健所が、それ以外の保健所等の研修内容の把握及び評価を行い、必要により助言等を行う内容に組み替えることとしている。

については、各都道府県・政令指定都市においては、地域保健従事者に係る階層別の人材育成計画や人材育成ガイドライン等の作成・総点検を行うとともに、研修体制の充実強化を図っていただくようお願いする。

また、保健師等が研修に参加する機会を確保するため、以下の事業を実施する。

- ①都道府県及び政令指定都市の保健師を対象として、国立保健医療科学院が行う研修に参加する際の旅費及び代替職員配置の支援
- ②保健所保健師に対して、人材育成の中核となる保健所等が行う研修に参加する際の旅費及び代替職員配置の支援
- ③市町村保健師に対して、保健所等が行う研修に参加する際の旅費及び代替職員配置の支援
- ④昨年度に引き続き、各自治体において、新任保健師が家庭訪問等を行う際に退職保健師が育成トレーナーとなって同行し必要な助言等を行う事業

さらに、厚生労働省では、平成22年度から、全国をブロック毎に分け、市町村の管理的立場にある保健師を対象として、人材及び業務の管理に必要な能力を向上させるための研修事業を実施しており、約200名の受講者にご参加いただいたところである。平成23年度においても、引き続き



実施する予定であるので、積極的な参加をお願いしたい。

これらの事業を通じて、引き続き地域保健関係職員、特に保健指導従事者に対し実効性のある研修の実施をお願いしたい。

#### (4) 生活習慣病予防の本格的な取組の推進

平成20年度から施行されている医療制度改革の趣旨を踏まえ、国民の生活習慣改善に向けた積極的な普及啓発のほか、生活習慣病を予防するため標準的な健診・保健指導プログラムをもとに、効果的かつ効率的な保健指導を実施していただきたいと考えている。

また、生活習慣病対策は、衛生部門と国保部門の密接な連携のもと、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチの重点的な取組も重要であることから、都道府県におかれては、これらの活動が円滑に実施できる体制を構築するとともに、効果のある保健指導の実施に向け、人材の育成や確保等、市町村の支援も含め種々の対策に積極的に取り組んでいただきたい。

なお、健診・保健指導の実施にあたり、都道府県の指導者等を対象に、「生活習慣病対策健診・保健指導に関する企画・運営・技術研修（研修計画編・広域的事業評価編）」を国立保健医療科学院において実施することとしているので、受講促進について特段の御配慮をお願いする。また、各都道府県等におかれては、本研修を修了した者を中心として、特定健診・特定保健指導に従事する保健師、管理栄養士等を対象とした実践者育成研修の企画・実施にも積極的に取り組んでいただくとともに、国立保健医療科学院のホームページ上に開設した、「特定健診・特定保健指導に関する研修情報データベース」への登録並びに関係機関等への周知についても併せてお願いする。

#### (5) 保健師等の地域保健従事者の確保について

市町村における保健師等の確保については、平成20年度の地方交付税措置において、特定健診・特定保健指導の実施に伴う住民全体の健康づくり等の需要の増加に対応するため、約1,400人の保健師等が増員されたところである。

また、平成21年度において、(細目)高齢者保健費で標準団体(人口10万人規模)当たり、27名(うち保健師15名)の措置がなされていたところである。

平成22年度交付税措置については、今般、総務省から、次のとおり経費区分の組替が行われ健康増進事業及びがん検診事業等に係る経費として、(細目)高齢者保健費27名のうち、24名(うち保健師13名)を(細目)高齢者福祉費に、残る3名を(細目)衛生諸費に振替を行い、保健師については減員していない旨聞いているところである。

上記のとおり、(細目)高齢者福祉費から(細目)衛生諸費に振替られ

た3名については、保健師2名及びがん検診事業等に従事する職員1名である。

市町村分：標準団体の規模人口10万人当たりの措置人数

(単位：人)

	平成21年度			平成22年度	
	全体	うち保健師		全体	うち保健師
(細目) 衛生諸費	7	※うち数	振替	10	※うち数+振替分2
既定分	7	※うち数		7	※うち数
振替分	0	0		1	※2
振替分	0	0		2	2
(細目) 高齢者福祉費	3	0	3	27	13
既定分	3	0		3	0
振替分	0	0		24	13
(細目) 高齢者保健費	27	15	24	0	0
合計	37	※うち数+15		27	※うち数+16

\* ※印(細目)衛生諸費のうち数については同数である(減員していない)。

\* ※2印については、がん検診事業等に係る職員としての振替であるため保健師としては計上していない。

さらに、平成23年度交付税措置においては、平成10年以来13年連続で3万人を超える自殺者や急増するうつ病患者等への対策のため、自殺担当部局に保健師を配置し、自殺未遂者やうつ病患者及びその家族等に対する相談支援等の充実を図る必要から、新たに道府県分において標準団体(人口170万人規模)当たり1人(全国で約70人分)、また、市町村分において標準団体(人口10万人規模)当たり1人(全国で約1,400人分)の保健師の増員措置がなされる予定である。

各地方自治体におかれては、平成22年度及び平成23年度の交付税措置の状況を踏まえ、がん対策、新型インフルエンザ等の感染症対策、介護予防、児童虐待予防、自殺対策など今後も増加する保健師業務に対応するため、保健師等の人員確保に努めていただくようお願いする。

道府県分：標準団体の規模人口170万人当たりの措置人数

(単位：人)

	平成22年度		増員	平成23年度	
	全体	うち保健師		全体	うち保健師
(細目) 衛生諸費	3	0	→	4	1
既定分	3	0		3	0
増員分	0	0		1	1
(細目) 保健所費	254	91		254	91
合計	257	91		258	92

市町村分：標準団体の規模人口10万人当たりの措置人数

(単位：人)

	平成22年度		増員 →	平成23年度	
	全体	うち保健師		全体	うち保健師
(細目) 衛生諸費	10	※うち数+2		11	※うち数+3
既定分	9	※うち数+2		9	※うち数+2
既定分	1	※2		1	※2
増員分	0	0		1	1
(細目) 高齢者福祉費	27	13		27	13
合 計	37	※うち数+15		38	※うち数+16

\* ※印(細目)衛生諸費のうち数については同数である(減員していない)。

\* ※2印については、がん検診事業等に係る職員としての振替であるため保健師としては、計上していない。

#### (6) 地域・職域の保健活動の推進について

生活習慣病を予防するためには、個々人の主体的な健康づくりへの取組に加え、地域・職域における保健事業による生涯を通じた継続的な健康管理の支援が重要である。

平成17年度から全国的な取組として、都道府県において、地域保健と職域保健が連携を図り、健康づくりのための社会資源を相互に有効活用して、保健事業を共同で実施するなどの取組を推進するため「地域・職域連携推進協議会」の設置を推進しているところであるが、地域特性を活かした具体的な連携事業を推進するため、保健所・二次医療圏単位の協議会の設置・運営についても併せてお願いする。また、平成23年度においては、自殺者数が過去13年連続で3万人を超える高水準で推移している状況を踏まえ、保健所に設置された同協議会に新たに自殺・うつ病等に対応するための構成員を増員することにより、地域の実情に応じたメンタルヘルス対策の推進を図る機能を追加することとしている。同協議会において、地域と職域分野における支援実務者の連携を図り、うつ病による休職者等一人ひとりの状況に応じた具体的な対策を図られるよう、適切な支援実務者の確保に努めていただきたい。

#### (7) ホームレスの保健対策について

ホームレスの自立支援の一環として、都道府県、政令市、特別区において、「ホームレス保健サービス支援事業」(健康に不安を抱えるホームレスに対する健康相談等の保健サービスの実施)を実施していただいているところであるが、平成23年度においても、所要の国庫補助を予定しているので、特に、多数のホームレスが所在する地域においては、同事業を積極的に実施していただくよう特段の御配慮をお願いする。

## (8) 全国保健師学術研究会の今後について

全国保健師学術研究会については、昨年の行政事業レビュー（公開プロセス）において、「大会の開催という事業自体は否定しないが、参加者の自己負担で行ったり、自治体が自主的に実施したりすべきであり、国費を投入する必要性はない」とのコメント結果を受け、永年、全国保健師学術研究会に対する国庫補助を行ってきた地域保健対策強化推進事業を廃止する予定である。

本研究会は、全国の行政・産業・医療・学校という様々な分野で働く保健師が一堂に会して、活動実践を経験知としてとりまとめ、次の活動に発展させていく研究発表やワークショップを行う場として大変貴重なものであり、保健師の指導技術向上を図って行く上でも大変有用なものと理解している。

今後とも、保健師が専門技術職として活動していくためには、保健師自らが自主的に同様な場を設け、継続していただく必要があり、関係団体との話し合いの結果、来年度以降、学術研究会と同様の場が開催できるよう、全国保健師長会、日本看護協会、全国保健師教育機関協議会、日本公衆衛生看護研究会、日本産業保健師会で計画していただいているところである。

地方自治体の皆様におかれても自らの問題としてとらえ、積極的にご協力いただき、開催の一翼を担っていただくようお願いする。

### (参考) 平成23年度各研修等日程(案)

#### ○生活習慣病対策健診・保健指導に関する企画・運営・技術研修

開催時期 第1回(研修計画編):平成23年5月23日(月)～25日(水)

第2回(研修評価編):平成23年5月26日(木)～27日(金)

対象者 ①行政、保険者、関係団体等の指導者で研修の企画・立案を担当する者

②行政で事業推進に携わる者または保険者協議会、地域・職域連携推進協議会等で評価に携わる者

開催場所 国立保健医療科学院(埼玉県和光市)

#### ○保健師中央会議

開催時期 平成23年7月14日(木)～7月15日(金)

開催場所 東京都内での開催を予定

#### ○全国保健師長研修会

開催時期 平成23年11月16日(水)～11月18日(金)

開催場所 千葉県

○保健師等ブロック別研修会

北海道東北ブロック

開催時期 平成23年7月20日(水)～7月22日(金)

開催場所 北海道

関東甲信越ブロック

開催時期 平成23年9月14日(水)～9月16日(金)

開催場所 新潟県

東海北陸ブロック

開催時期 平成23年7月20日(水)～7月22日(金)

開催場所 福井県

近畿ブロック

開催時期 平成23年8月3日(水)～8月5日(金)

開催場所 奈良県

中国四国ブロック

開催時期 平成23年9月7日(水)～9月9日(金)

開催場所 香川県

九州ブロック

開催時期 平成23年8月31日(水)～9月2日(金)

開催場所 福岡県

○医療ソーシャルワーカーリーダーシップ研修

開催時期 第1回：平成23年5月16日(月)～5月20日(金)

第2回：平成23年9月12日(月)～9月16日(金)

開催場所 国立保健医療科学院(埼玉県和光市)